

(No.409)

ごかのお知らせ

お知らせ

■生活相談について

(総務課)

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しております。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

- ・ふれあいセンター
- ・堀之内集会所

※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

☎(84)3595

■定額給付金・子育て応援特別手当の申請はお済みですか

(総務課)

定額給付金・子育て応援特別手当の申請受付は、10月15日(木)までです。まだ申請されていない方はお早めに申請をお願いします。

○お問い合わせ

定額給付金プロジェクトチーム
(内線228)

■役場の業務時間が変わります

(総務課)

8月1日から、役場の業務時間が次のように変更となります。

○変更前

午前8時30分から
午後5時30分まで

○変更後

午前8時30分から
午後5時15分まで

○お問い合わせ

秘書・人事G (内線227)

■国民年金保険料には免除制度があります

(町民税務課)

保険料の免除制度は、「全額免除」及び「半額免除」の2種類でしたが、平成18年7月から「4分の1免除」、「4分の3免除」が新たに加わり、全額免除制度

と3段階の一部納付（一部免除）制度になりました。(表1参照)

表1 一部納付（一部免除）の世帯構成別の所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

納付する月々の保険料額は次のとおりです。(平成21年度)
4分の1免除 11,000円
2分の1免除 7,330円
4分の3免除 3,670円
これらの制度をご利用いただく場合には、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。
なお、一部免除を受けた場合

に、納付すべき一部保険料が未納となった場合には、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。
このほか猶予または免除の制度として、次のものがあります。

▼「若年者猶予制度」30歳未満の方の保険料が猶予（所得審査あり）

▼「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予（所得審査あり）

▼「法定免除」障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除
免除または猶予された保険料について、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に納付することができます。

この場合、承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて一定の加算額が加わります。
※平成20年度に申請免除を承認された方で継続して免除を希望された方の申請は不要となります。(退職による免除を除く)
※任意加入被保険者は対象となりません。

○対象期間 7月から翌年6月

○年金額

全額免除期間分 1/3
4分の3免除期間分 1/2
2分の1免除期間分 2/3
4分の1免除期間分 5/6

○お問い合わせ

・町民G (内線230)
・下館社会保険事務所
☎0296(25)0811

■国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定について

(町民税務課)

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の方が入院されるときに、治療にかかる費用や食事が自己負担限度額までとなる制度です。

所得審査を行ったうえ、該当する方につきましては8月1日(土)からの新しい「減額認定証」を交付します。(世帯で審査し、住民税が課税されている方がいる場合は対象になりません。)
次のものを持参して町民税務課で申請してください。

○持参するもの

- ・保険証
- ・現在使用中の減額認定証 (お持ちの方)
- ・印鑑

○お問い合わせ

町民G (内線233)